



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○建設業法施行規則の一部を改正する
省令 (国土交通四四)

〔告 示〕

○放送法施行規則第六十一条第五項
において準用する同条第一項の規定
により指定再放送事業者の指定の変
更を行った件 (総務一七一)

○出入国管理及び難民認定法第七条第
一項第二号の基準を定める省令の留
学の在留資格に係る基準の規定に基
づき日本語教育機関等を定める件の
一部を改正する件 (法務一三九)

○建築基準法の規定に基づく指定確認
検査機関の指定等をした件
(国土交通六六四、六六五)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究
所特定計量器型式承認、独立行政法
人都市再生機構、日本放送協会入札、
日本弁護士連合会懲戒の処分、企業
年金基金設立関係

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

四 五 六

省 令

○国土交通省令第四十四号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。

平成三十年五月十六日

建設業法施行規則の一部を改正する省令

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令第十四号) の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

